

「副食費の実費徴収に係る補足給付事業」交付申請のてびき

幼児教育・保育の無償化に伴い、私学助成幼稚園に通う子どものうち、対象要件に該当する児童については、給食費のうち副食費（おかず・おやつ等）相当額が月額4,900円まで補助されます。



詳細は戸田市ホームページに掲載しています

対象となる場合は以下の内容をご確認のうえ、申請をしてください。

なお、本補助金は、ご申請いただいた後に、提出書類等をもとに補助の可否を決定いたします。

審査の結果、対象要件に当てはまらなければ、補助対象外となる場合もありますのでご了承ください。

1 補助の対象となる児童

以下の（１）～（３）のすべてに該当する児童が対象です。

- （１）戸田市に居住していること。
- （２）令和7年4月から令和8年3月までの間、私学助成幼稚園に在園していること。
（年度の途中で入退園した場合を含む。）
- （３）以下のいずれかに該当していること。
 - ① 令和6年度（下半期の申請においては令和7年度）の、世帯の市区町村民税の所得割額（※1）の合計が77,101円未満である場合（※2）
（市区町村民税非課税世帯である場合を含む（※3））
 - ② 世帯の所得に関わらず、対象児童が小学3年生までの兄弟を第1子とした場合の第3子以降である場合（※4）
 - ③ 生活保護世帯、里親等非課税に準ずる世帯の子どもである場合

※1 住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額によって減税されている方の場合、これらの控除によって減税された金額を足し戻した額が市区町村民税の所得割額になります。

※2 基本的には対象児童の父母の市区町村民税所得割額を合算した額により判定します。（単身赴任等で対象児童と住民票が別になっている保護者、離婚成立後も同居している元配偶者及び内縁の夫（妻）を含みます。）

※3 「市区町村民税非課税世帯」とは、対象児童の父母の市区町村民税がいずれも非課税である場合をいいます。
ただし、父母それぞれの合計所得金額が48万円以下であり、かつ父母以外の扶養義務者（祖父母等）と同居している場合は、その課税額によって補助対象の可否を決定します。

この父母以外の扶養義務者を「家計の主宰者」といい、以下の方法で認定します。

①同居の祖父母等のうち、年間所得が父母以上でその世帯の最多所得又は最多課税者

②上記①に因り難い場合は、「対象児童を地方税法上の扶養親族としているか」「対象児童を健康保険等において扶養親族としているか」といった状況を総合的に勘案して「家計の主宰者」の認定を行います。

※4 小学3年生までの兄弟が以下の施設に通所または利用している場合に限ります。

- ・小学校、幼稚園、認定こども園、認可保育所、特例保育による家庭的保育事業等
- ・企業主導型保育所
- ・特別支援学校幼稚部、情緒障がい児短期治療施設通所部
- ・障がい児通所支援、医療型児童発達支援

※ 留意事項 ※

- ・補助対象の可否は、対象児童の父母等の市民税の所得割額を合算して決定します。
市区町村民税の課税（非課税）の決定通知を受けていない場合（未申告）、判定ができません。
（対象要件が「第3子以降」「生活保護世帯、里親等非課税」の場合を除く。）
- ・収入がないために申告していない場合や、申告上扶養から外れている場合等は未申告となります。
該当する方は、お早めに申告の手続きを行ってください。

2 交付申請から給付までの流れ

① 施設に対して副食費を支払う

各園の集金方法に従い、施設に対して副食費を支払います。

② 交付申請をする

提出書類をそろえ、利用施設もしくは市役所へご提出ください。

(提出書類は対象の要件によって異なります。詳しくは「4」をご確認ください。)

③ 交付(不交付)決定通知書が届く

市が書類を確認・審査した後、保護者宛に交付(不交付)決定通知書を送付します。

補助対象となった場合、交付決定通知書にて通知した金額を保護者の指定口座に振り込みます。

補助対象外となった場合、不交付決定通知書にて補助対象外となった理由を通知します。

3 補助金額について

① **1食当たりの副食費相当額×給食日数** または ② **月額上限額：4,900円** のいずれか少ない金額

※ 主食費は補助されません。

※ 副食費が月額上限額を超えた場合は、超過した分は補助されません。

※ 預かり保育時(長期休業中を含む)における副食費・おやつ代は対象外です。

【補助額例】

1日の副食費相当額が250円で、月の給食実施日数が10日だった場合

① 250円(副食費相当額)×10日(給食日数)=2,500円

※副食費相当額は園によって異なります。

② 月額上限額 4,900円

⇒①と②の少ない金額が補助対象額となるので、上記の場合は2,500円/月となります。

4 提出書類について

該当する補助要件によって、提出書類が異なります。

○申請する方全員が提出する書類

必要書類	備考
戸田市副食費の実費徴収に係る 補足給付費交付申請書	5ページ「8」の記載例を参考に作成してください。 ※ <u>修正液や修正テープは使用できません。</u> 書き損じた場合は、二重線で消してから訂正するか、新しい申請書に書き直してください。
副食費の領収証の原本 上半期：令和7年4月分～令和7年8月分 下半期：令和7年9月分～令和8年3月分	副食費を支払った先の幼稚園に発行を依頼してください。 ※ 提出書類等をもとに補助の可否を審査するため、領収書の発行・提出によって必ず補助が受けられるものではありません。
振込先の通帳等のコピー	金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人の分かるページをコピーしてください。 ※ 通帳がない口座の場合は、金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人を確認できるキャッシュカード、ウェブページのコピーでも可。

○当てはまる方のみが提出する書類

1 対象要件が「所得割額の合計が77,101円未満」である場合		
対象者	必要書類	備考
以下の時点で、戸田市以外の市区町村に住民登録があった方 【上半期】 令和6年1月1日現在 【下半期】 令和7年1月1日現在	【上半期】 令和6年度課税（非課税）証明書 【下半期】 令和7年度課税（非課税）証明書 ★海外在住だったため市民税の証明書が発行・提出できない方 以下の書類を提出してください。 【上半期】 令和5年1月～令和5年12月の1年間の所得の証明書類（訳文付き） 【下半期】 令和6年1月～令和6年12月の1年間の所得の証明書類（訳文付き）	・ <u>世帯全員分が必要です。</u> 父母以外の扶養義務者（家計の主宰者）がいる場合は、その方の分も必要です。 ・世帯員には、単身赴任等で対象園児と住民票が別になっている保護者、離婚成立後も同居している元配偶者及び内縁の夫（妻）を含みます。 ※「市区村民税特別徴収税額の決定通知書の写し」または「市区村民税納税通知書（ただし全ての面の写しが必要）」でも申請できます。 ※「源泉徴収票」では申請できません。
ひとり親世帯	以下の書類のうち、いずれかの写し ・戸籍謄本（発行から3か月以内） ・児童扶養手当証書 ・ひとり親家庭等医療費受給者証 など	<u>上半期に提出済みの場合は、下半期は添付不要です。</u> ※ 有効期限が切れている場合は新しく提出が必要です。

2 対象要件が「小学3年生までの兄弟を第1子とした場合の第3子以降」である場合		
対象者	必要書類	備考
小学校3年生以下の第1子・第2子が以下の施設に通所・利用している場合 ・企業主導型保育所 ・特別支援学校幼稚部 ・情緒障がい児短期治療施設通所部 ・障がい児通所支援 ・医療型児童発達支援	通所又は利用していることが分かる証明書	<u>上半期に提出済みの場合は、下半期は添付不要です。</u> ※ 有効期限が切れている場合は新しく提出が必要です。

3 対象要件が「生活保護世帯、里親等」である場合		
対象者	必要書類	備考
生活保護世帯	生活保護法による保護証明書	<u>上半期に提出済みの場合は、下半期は添付不要です。</u> ※ 有効期限が切れている場合は新しく提出が必要です。
里親	児童委託証明書等	

5 提出締切について

補助対象期間は「上半期（4月～8月）」と「下半期（9月～翌3月）」に分かれています。

対象の方は、上半期・下半期にそれぞれ申請が必要です。

対象期間	対象月	提出締切日	支払予定日
上半期	4月～8月	・戸田市内幼稚園に在園している場合…園の定める提出日 ・戸田市外の幼稚園に在園している場合… <u>令和7年9月30日</u>	令和7年11月中旬
下半期	9月～翌3月	・戸田市内幼稚園に在園している場合…園の定める提出日 ・戸田市外の幼稚園に在園している場合… <u>令和8年3月31日</u>	令和8年5月末

※ 締切日以降に入園・世帯状況変更等により新たに申請された方は、最終締切日令和8年3月31日までに、随時、市役所までご提出ください。

※ 提出のタイミングによっては、支払日が遅れる可能性がありますのでご了承ください。

※ 請求の时效は、当時の提出締切日の翌月1日から5年間です。时效成立後は請求ができませんので、ご注意ください。

6 提出先について

戸田市内幼稚園に在園している場合：封筒に入れ、幼稚園へご提出ください。

戸田市外幼稚園に在園している場合：戸田市役所保育幼稚園課に直接または郵送（必着）でご提出ください。

【送付先】〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1 戸田市役所 保育幼稚園課 管理・給付担当

7 留意事項

- ・申請後に、税額の変更や世帯状況の変更等により補助対象外となった際は、速やかに申し出てください。補助対象でないにもかかわらず補助を受けた場合は、非該当期間分の補助を返還していただくことがあります。
- ・年度途中から補助対象になった方は、令和8年3月31日までに申請をすることで補助を受けられる場合があります。税額や世帯状況の変更等があった方は補助要件を再度ご確認ください。
- ・本補助金は、戸田市に居住している期間が補助の対象となります。補助対象期間中に戸田市外に転出した場合は、速やかに戸田市保育幼稚園課へお知らせください。

・消せるボールペン・鉛筆での記入不可
・修正テープ・修正液の使用不可

申請者は、補助金の振り込みを希望される口座の口座名義人と同一としてください。

(例)母の口座に振り込みたい場合→申請者氏名も母の氏名とする。

1 申請者と申請子どもについて記入してください。

※申請者は、振込先口座名義人と同一としてください。

申請者	氏名	トダ タロウ	父	戸田 太郎	〒 335 - 8588 現住所 戸田市上戸田1-18-1
申請子ども	氏名	トダ イチロウ	母	戸田 一郎	〒 048 (441) 1800 現住所 市役所幼稚園
令和7年1月1日現在の住所 ※	氏名	トダ イチロウ	母	戸田 一郎	〒 048 (441) 1800 現住所 市役所幼稚園
令和7年1月1日現在の住所 ※	氏名	トダ イチロウ	母	戸田 一郎	〒 048 (441) 1800 現住所 市役所幼稚園

令和6年1月1日時点(下半期の申請時は令和7年1月1日時点)で戸田市外に住んでいた場合は、課税証明書の提出が必要です。 →3ページ参照

2 同居者を全員記入してください。

氏名	トダ タロウ	父	戸田 太郎	〒 335 - 8588 現住所 戸田市上戸田1-18-1
氏名	トダ ハナコ	母	戸田 花子	〒 335 - 8588 現住所 戸田市上戸田1-18-1
氏名	トダ イチロウ	本人	戸田 一郎	〒 048 (441) 1800 現住所 市役所幼稚園
氏名	トダ ジョウ	弟	戸田 ジョウ	〒 048 (441) 1800 現住所 市役所幼稚園

申請児童と同居している方全員についてご記載ください。
単身赴任等で申請児童と住民票が別々になっている父母も、こちらにご記載ください。

3 該当する事由にチェックをしてください。

申請事由	☒ 年収360万円未満相当(同一世帯員の市民税所得割額の合計が77,101円未満)の世帯であるため
	☐ 申請子どもが、小学校3年生までの兄弟を第1子とした場合の第3子以降であるため
	☐ 生活保護世帯、里親等市町村民税を課されない者に準ずる世帯

当てはまる申請事由を必ずチェックしてください。
(どれにも当てはまらない場合は補助対象にはなりません。)

裏面も必ず記入してください。

交付申請額 (下記bの合計)		金	16500	円(令和7年 4 月分～ 令和7年 8 月分)
対象月	実績徴収額	補助申請額	実績徴収額	補助申請額
	副食費(a)	aと4,900円のうちの少ない額(b)	副食費(a)	aと4,900円のうちの少ない額(b)
4月	3680 円	3680 円	10月	円
5月	4200 円	4200 円	11月	円
6月	5000 円	4900 円	12月	円
7月	2520 円	2520 円	1月	円
8月	1200 円	1200 円		円
9月		円		円

添付していただく副食費の領収書を確認のうえ、金額を記入してください。

(注意)
1 対象となる子どもが複数いる場合は、子どもごとに作成してください。
2 実績徴収額(副食費がわかるもの)に係る領収証を添付してください。

5 補助金の振込先を、以下に記入してください。

※振込先口座は、申請者名義の口座に限ります。

金融機関名	●●銀行	支店名	●●支店
預金種別	普通預金	当座預金	
口座番号	0000000		
口座名義人	フリガナ 氏名	戸名	戸田 太郎

1 に記載した申請者の名義の口座を記載してください。

副食費の領収書の原本及び通帳等のコピーを、忘れずに添付してください。

9 よくあるご質問

Q 1) 「市区町村民税の所得割額が77,101円未満」とは、具体的には年収何円未満のことですか。

A 1) 目安として「世帯年収360万円未満相当」としていますが、同じ年収の額でも各種控除の有無等によって所得割額は変わるため、具体的な年収額から補助対象かどうかを判断することはできません。最終的には市区町村民税の所得割額によって決定します。ご自身が対象かどうか判断に迷う場合は、申請書類をご提出いただければ、市が書類を審査した上で判定し、決定通知書にて保護者に通知いたします。

Q 2) 「市区町村民税の所得割額」は、どこで確認できますか。

A 2) 課税証明書や市県民税の税額決定通知書で確認できます。
(政令指定都市(さいたま市等)の場合は税率が異なりますので、ご注意ください。)

★給与天引きのみの方…「給与所得にかかる市・県民税特別徴収税額の決定通知書」

税 額	市 民 税	税額控除前所得割額④	
		税 額 控 除 額 ⑤	
		所 得 割 ⑥	
		均 等 割 額 ⑦	
	県 民 税	税額控除前所得割額④	
		税 額 控 除 額 ⑤	
		所 得 割 ⑥	
		均 等 割 額 ⑦	

←市民税所得割額⑥をご確認ください。

ただし、⑤税額控除のうち、寄付金税控除、外国人税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式譲渡所得割額等を受けている方はこれらの税額を足し戻した額となります。

★個人納付(主に自営業)がある方…「市民税・県民税税額決定納税通知書」

戸田市の納税通知書の場合は、市民税分の所得割額の欄をご確認ください。
前述の税額控除がある方は、同様に足し戻した額となります。

Q 3) 書類の提出期限を過ぎてしまいました。どうしたらよいですか。

A 3) 原則、申請される方は、下半期の提出締切日(令和8年3月31日)までには、必ず書類を市に提出してください。ただし、本来提出すべき当時の提出締切日の翌月1日から請求の時効が発生します。時効期間内の領収証(幼稚園が発行したもの)をお持ちの方は、時効期間内に速やかにご提出ください。

(例) 下半期提出期限(令和8年3月31日)に申請できるもの

・・・令和2年9月～令和3年3月分(令和3年3月31日が提出締切日)の領収証、申請書類一式

Q 4) きょうだいで申請する場合、課税証明書等の添付書類は2部必要ですか。

A 4) 課税証明書等の添付書類は1部で構いません。

Q 5) 申請すれば誰でも補助を受けることができますか。

A 5) 補助対象となるのは、1ページ1の対象要件に当てはまる方のみです。書類をそろえてご提出いただいても、審査の結果補助対象外となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

Q 6) 副食費の領収書を紛失してしまいました。

A 6) 再発行が可能か、お通りの幼稚園にご相談ください。

【お問い合わせ】

戸田市役所 保育幼稚園課 管理・給付担当
電話：048-291-9408(直通)